

新規就農者支援事業一覧

平成28年4月現在

●新規就農総合支援事業(国による支援制度)

45歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者 確保事業	青年就農給付金事業 (準備型)	里親研修等で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円(最大2年間)を支給。	—	最大2年間	150万円/年
	青年就農給付金事業 (経営開始型)	年間所得250万円以下の新規就農者に対して年間150万円(最大5年間)を支給。所得により給付額変動。	—	最大5年間	150万円/年

※準備型については、研修終了後に就農しない場合等は給付金を返還する。

※経営開始型については、人・農地プランへ位置付けされることが必要である。

●新規就農者支援事業(県・町による支援制度:認定就農者が該当)

45~60歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者 経営支援事業	研修奨励金	就農初期の経営安定のため奨励金を交付	非農家出身者	1年目	15万円/月
				2年目	10万円/月
				3年目	5万円/月
	小農具等整備奨励金	経営開始時に必要な小農機具等を整備するための奨励金を交付	非農家出身者	100万円以内×1/2	
新規就農者住宅確保支援事業		県外からの新規就農者の住宅費に対する助成	県外からの新規就農者	家賃(5.3万円以内)×1/2×3ヵ年	

※5年以内に離農した場合は奨励金を返還する。

●新規就農者支援事業(町による独自の支援制度)

45歳未満の者

事業名		事業内容	区分	助成額	
新規就農者農業法人等経営参画奨励金		農業法人等へ構成員として経営参画する者に奨励金を交付	—	最大3年間	8万円/月
新規就農者農業機械等整備事業補助金		経営開始時に必要な農業機械等を整備するための補助金を交付	町外からの新規就農者	40万円以内×1/2	
新規就農者住宅家賃助成金		町外からの新規就農者の住宅費に対して助成金を交付	町外からの新規就農者	家賃(3万円以内)×1/2×3ヵ年	

※要件有り